

## TPIP(ティーピップ)ユーザーコミュニティに関する規約

### (名称)

- 第1条 本会は、「TPIP ユーザーコミュニティ」と称する。
- 2 TPIP ユーザーコミュニティ(以下、「本コミュニティ」という)の英語名称は、「TPIP User Community」と称する。
- 3 TPIP ユーザーコミュニティに関する規約(以下、「本規約」という)は、本コミュニティが提供するサービスを利用するための条件を定めた規約である。
- 4 TPIP は、サンリツオートメーション株式会社が販売する遠隔操作 IP システムのプラットフォームを指す商標である。TPIP は、「ティーピップ」と読む。
- 5 TPIP ユーザーコミュニティ事務局(以下、「本コミュニティ事務局」という)は、TPIP ユーザーコミュニティにより設置された部局である。
- 6 利用者は、TPIP ユーザーコミュニティに入会した者、または、TPIP ユーザーコミュニティが提供するサービスを利用した者を指す。

### (設立主旨および目的)

第2条 本コミュニティは、テレプレゼンスロボット(遠隔操縦ロボット)用制御基板としてサンリツオートメーション株式会社が開発した TPIP の利活用を目的としたソフトウェア開発および応用に関する情報交換、成果の共有を目指す有志組織である。本コミュニティによって得られた成果は、原則として、レスキューロボットコンテストや各所属団体での研究活動での実証試験を通して、広く公開し、ロボット制御技術の促進および組込み技術者人材育成への貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本コミュニティは、前条の設立主旨および目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 総会(年1回開催)
- (2) 電子メールおよびWEB サービスによる TPIP と TPIP の利活用に関する情報交換・共有および公開
- (3) TPIP と TPIP の利活用に関する研究開発成果および研究動向調査を主とした成果報告会
- (4) TPIP に関する普及啓発を目的とした利用者講習会
- (5) レスキューロボットコンテスト貸与機器システムに関する情報公開および研究開発
- (6) その他、本コミュニティの目的(第2条)を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本コミュニティの会員は、以下の2種とし、主査からの入会承認を受けた者とする。

- (1) 正会員 本コミュニティの設立主旨および目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 本コミュニティの設立主旨および目的に賛同して入会した生徒、学生およびレスキューロボットコンテスト参加者、共同研究等で一時的に本コミュニティへ入会する者

2 本コミュニティの正会員は、原則、TPIP ユーザー

(サンリツオートメーション株式会社にユーザー登録した者)であること。ただし、下記の者の参加は認める。

- (1) レスキューロボットコンテスト実行委員会の委員
- (2) サンリツオートメーション株式会社の社員
- (3) 企業等の研究開発者(TPIP ユーザーが該当団体に所属していること)
- (4) その他、主査が認めたもの

3 本コミュニティの準会員は、以下の者とし、会員資格の有効期間は入会時期を問わず翌年の3月末までとする。なお、毎年12月以降に準会員の更新手続きを行う。更新手続きを行わない場合は休会とする。

- (1) 大学・高専などの学生および高校生(指導教員等がTPIP ユーザーであること)
- (2) レスキューロボットコンテスト参加者

4 本コミュニティの会員は、次に挙げた遠隔操作IPシステムの開発に関する項目を主な活動とする。

- (1) 公開されたソースコードの検証
- (2) ソフトウェア開発および支援, アドバイス
- (3) プロジェクト企画立案および関連プロジェクトへの参画
- (4) 成果報告会および講習会等啓発活動の企画立案および実施
- (5) 広報活動(WEB ページによる技術情報公開)
- (6) 技術資料の作成
- (7) 応用事例の公開(成果報告会での発表)

5 会費は徴収しない。

6 本コミュニティに登録する者は本規約に同意する必要がある。利用者は、本規約に同意したものとみなす。

## (入退会)

第5条 本コミュニティへ入会しようとする者は、TPIP ユーザーである証明(シリアル番号の提示、またはレスキューロボットコンテストの参加者と確認が出来る情報の提示)を示すとともに、本規約に同意後、本コミュニティ事務局の承認を受けなければならない。

2 本コミュニティを退会しようとするものは、本コミュニティ事務局にその旨を届け出なければならない。

3 本コミュニティ主査は、本コミュニティに登録されたメールアドレスで連絡が取れなくなるなど、本コミュニティ活動を完全に停止していると判断できる会員に対し、退会処置をとる事ができる。

## (事務局)

第6条 本コミュニティは、事務局を設置し、運営管理を行う。本コミュニティ事務局の構成メンバーは、以下の構成とする。

- (1) 主査 1名
- (2) 幹事 3から6名程度
- (3) 総務 2から4名程度

2 主査は、本コミュニティの運営管理に関する事項を掌握し、活動促進および充実を図る。また、幹事と連携し、各事業の企画・運営を行うとともに、メンバーとの連絡調整にあたる。

3 幹事は、主査を補佐するとともに、運営上必要となる各管理を行う。

- (1) 会員管理および情報共有サーバー(電子メール、WEB サービス)の管理
- (2) 技術情報の管理
- (3) 会員の管理

4 総務は、幹事の補佐をするとともに、運営上必要となる実務を行う。

5 本コミュニティ事務局の構成メンバーは、主査が随時任命する。なお、任期は2年とする。再任は妨げない。主査は、レスキューロボットコンテスト実行委員会電波技術グループ長が望ましい。幹事は、原則レスキューロボットコンテスト実行委員会、サンリツオートメーション株式会社の社員、本コミュニティの会員とし、双方から1名以上選出するものとする。

## (総会)

第7条 総会は、本コミュニティの会員を持って構成する。

2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、主査が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会は、主査が主宰し議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 総会は、本コミュニティの設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改正
- (2) 主査の選任
- (3) 運営方針の決定
- (4) 活動報告
- (5) その他、本コミュニティの運営に関して重要な事項の決定

7 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。また、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として評決を委任することができる。この場合、評決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

8 総会の出欠確認に対し、応答が無く、総会に欠席した正会員は、総会開始時に、休会扱いとする。休会中の正会員の議決権は停止するものとする。正会員本人が本コミュニティ事務局に届け出ることにより、休会は解除することができる。

#### (会員サービス)

第8条 本コミュニティの会員サービスとして、電子メールおよびWEB サーバーを設置し、会員管理および情報共有を行う。

2 本コミュニティ事務局が管理している各サーバー(以下、「本サーバー」という)は、サンリツオートメーション株式会社を管理責任者とする。

3 本コミュニティ事務局は、Wikiなどのグループウェアを導入し、コラボレーション環境による情報共有・公開を行う。ただし、一般公開用と会員限定用を用意する。

#### (部会)

第9条 本コミュニティの活動を推進上、必要があるときは、総会の議決により部会を置くことができる。

#### (著作権)

第10条 本コンテンツの著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」という)は、著作者または著作権等の権利を有する第三者に帰属する。

本コンテンツの著作権者は、商用目的も含めて本コミュニティの会員に対する使用を許諾する。

本コンテンツを利用する者は、本コンテンツに関する品質、利用許諾条件(ライセンス条件)、成果物の適合性など、あらゆる事象に対して自分で判断し責任をもって行動しなければならない。

本コミュニティは、明示または黙示を問わずに、本コンテンツが著作権等の権利を非侵害であること、特定の目的に対して適合すること、本コンテンツの信頼性および正確性などのいかなる種類の保証を行わない。

本コンテンツは、以下のものを指す。

(1) 本コミュニティ事務局が設置したサーバー上の「TPIP Wiki」に公開されているソフトウェア、ドキュメント、データ等のコンテンツ

(2) 本コミュニティ事務局が利用者に提供するソフトウェア、ドキュメント、データ等のコンテンツ

2 本コンテンツの利用を許諾する著作権等の権利範囲に、以下の事項は含まれない。

(1) 本コンテンツの著作権等の権利を有する者の許諾を得ずに、  
本コンテンツをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為

(2) 本コンテンツの著作権等の権利を有する者の許諾を得ずに、本コンテンツを翻案、改変、開示、公開、転載、提供、販売、複製、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再利用許諾(サブライセンス)その他の処分をする行為

(3) 本コンテンツの全部または一部を、有償や無償問わず利用者以外に開示、公開、転載、提供、複製、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再利用許諾(サブライセンス)その他の処分をする行為ただし、以下の条件をすべて満たしている場合は、第10条第2項(3)を適用しないものとする。

- 一 本コンテンツが「動的リンクライブラリ」であること
  - 二 本コンテンツを使用して開発したプログラム(以下、「開発プログラム」という)を開示、公開、転載、提供、販売、複製、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与する行為が主目的であること
  - 三 開発プログラムにおいて本コンテンツに重要かつ主要な機能を追加すること
  - 四 開発プログラムを利用する者に、本コンテンツの利用許諾条件と同等以上に本コンテンツを保護する条件に同意させること
  - 五 開発プログラムに、開発者名義の有効な著作権表示を掲げること、かつ本コンテンツの著作権表示を変更しないこと
  - 六 開発プログラムの利用に関する請求(弁護士報酬も含む)について、本コミュニティおよび本コンテンツの著作権等の権利を有する者を免責、防御および補償すること
- 3 本コミュニティの活動を通じて得られた成果の著作権、利用許諾、情報公開の権利は、情報提供者に帰属する。
- 4 情報提供者は、商用利用や諸事情により成果の利用および情報公開を拒否することができる。
- 5 本コミュニティの活動を通じて得られた成果を商用利用する場合、本コミュニティ事務局に報告すること。
- 6 以下の要素をすべて満たしている著作権表示を著作権の保護が要求されていることを明らかにするような適切な方法でかつ適切な場所に掲げた本コンテンツ、第10条第2項を適用しないものとする。ただし、本コンテンツの著作権等の権利譲渡、本コンテンツの利用許諾(ライセンス)を変更する行為は含まれない。
- (1) 「©」の記号(Cの文字を丸で囲んだ記号)、または「Copyright (C)」の文言、  
または「Copyright (c)」の文言
  - (2) 著作権者が「TPIP User Community」と表示したもの
  - (3) 本コンテンツが最初に発行された西暦年号

#### (その他)

第11条 本規約に定めるもののほか本コミュニティの運営上必要な事項は、本コミュニティ事務局が別に定めるものとする。

- 2 本規約は、日本国の法令を準拠法とし、同法に基づいて解釈される。
- 3 本規約は、日本語で表現したものを正本とし、その他の言語に翻訳されたものは、便宜的に使用されたものに過ぎず、本規約の解釈に際して参照されない。
- 4 本コミュニティおよび利用者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、反社会的勢力を利用する行為をしないことを確約する。
- 5 本コミュニティおよび利用者は、公序良俗に反する行為をしないことを確約する。

## (免責)

第12条 本コミュニティは、本コミュニティの利用又は利用不能に起因又は関連して発生した損害について、予見性の有無にかかわらず、また、直接的又は間接的な損害を問わず、一切責任を負わない。  
また、本コミュニティの情報と本コンテンツは、現状有姿のまま提供するものであり、明示または黙示を問わずいかなる種類の保証を一切しない。

以下の事項に対する損害を一切補償しない。

- (1) 第三者が、本コミュニティの会員情報を不正使用したことにより生じた損失
- (2) ハッカー行為などの第三者によるデータの改ざん、情報漏洩等による損失
- (3) 本サーバーの中断、停止に伴う損失
- (4) 本サーバーにある情報および本コンテンツの消失(過失も含む)、変更、公開、中断、中止に伴う損失
- (5) 本サーバー、本コミュニティが提供するサービス、本コンテンツが起因または関連して発生した損失

## (附則)

- 1 本コミュニティの設立は 2008 年 3 月 23 日とする。
- 2 本規約は、設立日から施行する。
- 3 本規約は総会において改訂することができる。
- 4 本規約に関する内容に関しては、本コミュニティの主査とサンリツオートメーションと覚書を交わすことにより成立するものとする。
- 5 本規約改定(平成21年3月21日)
- 6 本規約改訂(平成22年3月20日)
- 7 本規約改訂(平成24年3月17日)
- 8 本規約改訂(平成30年9月15日)
- 9 本規約改定(令和4年10月2日)

以上